

令和4年度

徳島県国土利用計画審議会

徳島県国土利用計画審議会

土地収用事業認定部会

議事録

1 日 時 令和5年1月20日（金）午後1時30分から午後2時15分まで

2 場 所 徳島グランヴィリオホテル 1階「グランヴィリオホール」

3 出席者 尾崎澄子委員、久岡佳代委員、三好真千委員（WEB）、中野晋委員、鈴木尚子委員（WEB）、関久代委員、小川宏樹委員（WEB）、山本ちさと委員、田村隆雄委員 以上9名出席

#### 4 議事

##### 【事務局】

それでは、審議会開催にあたりまして、徳島県県土整備部長の松野から、御挨拶を申し上げます。

##### 【松野部長】

<挨拶>

##### 【事務局】

本日の会議ですが、WEB出席を含めまして、9名の委員さんに御出席いただいておりますので、審議会条例・第5条第3項の規定による定数を満たしており、本審議会が成立していることを報告させていただきます。

##### 【杉友課長】

議題に入ります前に、審議会、部会の概要について、事務局から御説明させていただきます。

##### 【事務局】

<資料1により説明>

##### 【杉友課長】

それでは、議題（1）の、『徳島県国土利用計画審議会会長の選任及び同職務代理者の指名について』でございますが、資料1の3頁、「国土利用計画審議会設置条例」を御覧ください。

条例第4条第2項及び第4項の規定によりまして、会長は、「委員の互選」により、会長職務代理者は、「会長の指名」により、決定することとなりますが、会長の選任について、どなたか御推薦をお願いいたします。

##### 【委員】

防災分野をはじめ、県土の利用全般について、幅広い知見と見識をお持ちの、中野委員が適任と思います。

##### 【杉友課長】

ただ今、委員から御推薦がございましたが、如何でしょうか。

##### 【各委員】

<異議なし>

【杉友課長】

それでは、中野委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【中野委員】

分かりました。お受けいたします。

【杉友課長】

ありがとうございます。

中野会長、ここからの議事進行をお願いいたします。

【中野会長】

国土利用計画審議会会長を拝命いたしました、中野でございます。

皆様方の御指導、御協力をいただきまして、職務を遂行していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、会長職務代理者の指名についてでございますが、事務局から説明のあったとおり、会長の指名ということですので、私から指名をさせていただきたいと思っております。

都市問題分野の小川委員に、お願いしたいと思っておりますが、小川委員、如何でしょうか。

【小川委員】

分かりました。お受けいたします。

【中野会長】

ありがとうございます。小川委員、よろしく申し上げます。

それでは、議題（２）の、『徳島県土地収用事業認定部会委員の指名について』でございます。

事務局から説明があったように、当部会は、「知事の行う事業認定に、反対する意見書の提出」があった場合、開催することとなります。

委員については、条例により、「会長が指名する」と規定されており、当審議会の選出区分１２分野のうち、従来からの慣例により、特に関係が深いと思われる農業、自然保護、防災、社会福祉、都市問題、土地問題、水問題の７分野から、指名したいと思います。

農業分野は尾崎委員、自然保護分野は三好委員、防災分野は、僭越ながら私、中野を、社会福祉分野は関委員、都市問題分野は小川委員、土地問題分野は山本委員、水問題分野は田村委員、以上、７名の委員にお願いしたいと思っておりますが、如何でしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【中野会長】

ありがとうございます。各委員の皆様、よろしく申し上げます。

次に、議題（３）の『徳島県土地収用事業認定部会長の選任及び同部会長職務代理者の指名について』でございます。

事務局に一度お返ししますので、事業認定部会の部会長の選任等について、説明をお願いします。

**【杉友課長】**

それでは、御説明いたします。資料1の3頁、「国土利用計画審議会設置条例」を御覧ください。

条例第6条第3項及び第5項の規定によりまして、部会長は、「部会委員の互選」により、部会長職務代理者は、「部会長の指名」により、決定することとなります。

なお、当部会のこれまでの慣例では、部会長には、「審議会の会長職務代理者」を、部会長職務代理者には、「審議会の会長」を選任しておりますが、部会長の選任について、部会委員、どなたか御推薦をお願いいたします。

**【部会委員】**

事務局から説明のあったとおり、慣例によりまして部会長には、小川委員を推薦したいと思っております。

**【杉友課長】**

ただ今、部会委員から御推薦がございましたが、部会委員の皆さん、如何でしょうか。

**【各部会委員】**

<異議なし>

**【杉友課長】**

小川委員、よろしいでしょうか。

**【小川委員】**

分かりました。お受けいたします。

それでは、部会長の立場から、部会長職務代理者には、慣例のとおり、中野委員を指名したいと思っておりますが、中野委員、如何でしょうか。

**【中野委員】**

分かりました。お受けいたします。

**【杉友課長】**

それでは、部会長と職務代理者が決まりましたので、中野会長、あらためて議題の進行をお願いいたします。

**【中野会長】**

資料2をご覧ください。この件につきましては、本日付けで知事から諮問をお受けしております。計画変更の内容について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

<資料3により説明>

**【委員】**

確認ですが、4頁の図で、今回の区域が紫色で囲み表示されていますが、凡例によると紫色は自然保全地域となっています。どのような状況で今回の変更がされるのでしょうか。

**【事務局】**

紫色表示については、国土交通省から、今回のような計画変更する場合の図面表示方法として、拡大する場合は紫色で表示するように指定されています。従って、自然保全地域ということではございません。

**【委員】**

分かりました。

**【委員】**

面積が一覧になっている3頁の総括表について、五地域の合計面積（660,048ha）が県土面積（414,699ha）より大きくなっているのは、どういうことでしょうか。

**【事務局】**

五地域（都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域）内で、都市地域と農業地域など、複数の地域が重複している部分がありまして、その分が重複して計上されているため、県土面積に比べて、五地域の合計面積の方が大きくなるということになります。

**【委員】**

分かりました。

**【委員】**

変更の面積というのは、計画の中で令和10年度の数値目標があり、農地、森林などに区分されていますが、こういった部分と関連されるということでしょうか。

**【事務局】**

計画には農地や森林など地域別にそれぞれの目標値がございます。目標値は、農地や森林などを、今後10年間でこれくらいの面積を確保していきたいというものでございます。

都市地域や森林地域の今現在の面積がここに表記されており、目標値との差が多少ありますが、それぞれの目標に向けてやっていくということでございます。

**【委員】**

紫色で表示されている今回拡大される地域は、現在どのような場所なんでしょうか。

**【事務局】**

もともと海面の部分であり、何の指定もされていない土地だったんですが、そこが今回埋め立てされたので、都市地域として認めていこうということで、今回の計画変更（拡大）となった次第です。

**【委員】**

分かりました。

**【会長】**

他に、御質問等ございませんでしょうか。

無いようでございます。

それでは、知事の諮問に対し、原案を適当として認めるかどうか、お諮りしたいと思います。原案を適当として認めさせていただいてよろしいでしょうか。

**【委員】**

<異議なし>

**【会長】**

特に異議なしということで、その旨、答申することといたします。  
なお、答申の文案は「会長一任」ということで対応させていただきます。  
それでは、本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

**【県土整備部長】**

本日の諮問に対しまして、原案どおり答申いただき、誠にありがとうございます。  
また、中野会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御参加いただき、本当にありがとうございました。  
国土利用計画審議会は、3年毎の会長の改選が伴う新たな委員任期のタイミングや徳島県土地利用計画の変更等がある場合に、開催することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

**【杉友課長】**

以上をもちまして、本日の国土利用計画審議会を閉会します。  
皆様、どうもお疲れさまでございました。